



ヘルメットをなめてはいけない

今日で1学期が終わり、40日間の夏休みが始まりますが、みなさんに特に気をつけてほしいことがあります。交通事故です。

7月初めに、詫間中学校でも自転車に乗っていた生徒が交通事故にあいました。幸い、自転車が使えなくなったものの、大きなケガにはなりませんでしたが。しかし、ほんの少し時間や場所がずれていれば、命に関わる重大な交通事故になったかもしれません。

私たちの身の回りでは様々な事故が起こりますが、命に関わるのが最も多いのは交通事故です。中学生の場合、自転車事故になります。昨年度4月、私は、赴任してきて最初の全校朝礼で、前任校での交通事故について話しました。私の38年の教員経験の中では、2つの大きな自転車事故がありました。

ともに自転車に乗っていた中学生が、横からきた自動車に衝突された事故でした。幸い2つの事故ともに、命は助かりました。ただケガの程度は対照的でした。一方は5日間の入院で退院の翌日からいつも通り登校できて、その1週間後には体育の授業にも参加できるようになり、後遺症はありませんでした。一方は3ヶ月の入院で退院後もリハビリなどを1年以上続けなければならず、脳に後遺症が残り記憶の一部を失うというものでした。もちろん事故当時の場所や状況など様々な違いがあり、ケガの原因はいくつもありますが、この差の一つの要因はヘルメットの着用具合にあったと、私は考えています。

【軽傷のケース】

1月のある晴れた朝でした。学校の前に押しボタン式の横断歩道がありました。生徒が登校してくる時間帯は太陽がまぶしく、車の正面に太陽があり視界が極端に悪い状況になります。事故にあった生徒は、押しボタン信号の歩行者側が青になったのを確認してから横断歩道に進みました。そこへ赤信号を見落とした車がやってきて、生徒と衝突し、その生徒は10メートルほど先のアスファルトに飛ばされました。ヘルメットは大きく2つに割れて、鼻血が出て、手足に擦(す)り傷があり、打撲で足の一部が腫(は)れていました。救急車で病院に運ばれるときは意識もうろうとした状態でした。ただ、ヘルメットを、きちんとあごひもを締めてかぶっていたため、事故の衝撃で投げ出されたときもヘルメットが脱げることなく頭部を保護し、大きなケガには至らず手術も必要ありませんでした。その日の夕方には自分で歩くこともでき、頭部検査の結果も異常がなく5日ほどで退院できました。退院の1週間後には医者から体育の授業参加の許可も下り、普通の生活にもどることができました。

【重傷のケース】

5月の日曜日でした。友だちと遊びに行った帰りに、家の近くの交差点を右折しようとしたとき、前方をよく見ていなかった反対方向から来た車と衝突して、5メートルほど先の道路に自転車ごと飛ばされました。ヘルメットはさらにその先5メートルくらいの所に落ちており、頭部から出血、体中に擦り傷がありました。救急車で運ばれて、頭部の緊急手術が行われ、命は取り留めました。しかしベットから起き上がるまでに1ヶ月、自分で歩けるようになるまでに更に2ヶ月かかりました。退院後も腕や足の機能の一部に麻痺(まひ)が残り、リハビリを続けなければなりません。さらに、頭部を強打したため記憶の一部を失

地区夏季総合体育大会結果

7月16日

☆ 卓球 (団体)

男子3位 (県大会出場)

予選リーグ 2勝1敗 (決勝トーナメント進出)

準決勝 詫間 2 - 3 三野津

県夏季総合体育大会結果

7月16・17日

☆ 水泳

女子 200m 平泳ぎ 3位 中田 成海

100m 平泳ぎ 4位 中田 成海

いました。通常の会話はなんとかできるのですが、食べ物の名前、ノートや教科書といった物の名前が言えなくなっており、「そのシャーペン取って」と言っても、何を取ってよいかわからずキョトンとしているのです。お母さんと一緒に、実物を見たり幼稚園の子どもが使うような絵本を見たりしながら、物の名前を一つ一つ覚え直していかなければなりません。本人の話から、事故当時、ヘルメットをかぶっていたものの、あごひもをゆるくしており、頭を動かすとヘルメットも動く状態だったそうです。

警察の調査でも、自転車に関係する死亡事故の約60%が頭部のケガであり、ヘルメットをかぶっている場合、死亡する割合は3分の1までに減るそうです。今年の4月27日には「道路交通法」が改正され、自転車に乗る人は全員、ヘルメットを着用することが「努力義務」になりました。「努力義務」というのは、まだ義務（法律を守らなかったことにより罰を与えられる）ではないけれど、できる限りその法律を守るよう努力するべきだということです。「努力義務」になったということは、近い将来、「義務」つまり法律になる可能性も大いにあります。実際、世界中の多くの国で自転車に乗るときにヘルメットをかぶることは義務づけられていて、違反者には罰金が科（か）せられています。

人間は「自分はだいじょうぶ」と思う生き物です。でも、次のデータを見てください。

2021年度の交通事故（公益財団法人 交通事故総合分析センター）

発生件数	30万5196 件
死亡事故件数	2583 件
重傷事故件数	2万5940 件
死者数	2636 人
重傷者数	2万7204 人

これは警察が正式に事故として処理している件数や人数です。ほとんどケガのない軽微な交通事故は、この10倍以上はあるはず。これだけ多くの交通事故が発生しているのに「自分はだいじょうぶ」と思うことはとても危険です。

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶってください。あごひもをきちんと締めて乗ってください。